

第111期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

開催場所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階
日本橋ホール
（ご来場の際は、会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。）



■ 目次	
株主の皆さまへ	1
経営理念	2
第111期定時株主総会招集ご通知	3
（株主総会参考書類）	

会社提案

第1号議案	剰余金の処分の件	14
第2号議案	取締役（監査等委員である 取締役を除く。） 5名選任の件	15
第3号議案	当社及び子会社の取締役・ 使用人に対しストック・ オプションとして 新株予約権を発行する件	24

株主提案

第4号議案～第11号議案	28
（添付書類）	
事業報告	37
連結計算書類等	55
監査報告書	59

- ・当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・《インターネットによるライブ配信》により株主総会の模様をご視聴いただくことも可能です。
- ・お土産をご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには日頃より温かいご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

2023年3月期を振り返りますと、ロシアのウクライナ侵攻等による供給制約がインフレを加速させ、世界的な金融引き締め、さらには米国金融機関の破綻を発端とした信用不安、スイスの名門金融機関の経営危機による買収劇等、急激な経済・世界の金融情勢・マーケット変動に翻弄され、当社グループのこの1年のビジネス環境においても非常に厳しいものとなりました。

そのようなビジネス環境の中、当社グループは従来の金融モデルとは異なる大変革を起こすべく、2022年4月より中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」をスタートさせ、既存ビジネスを強化し収益力向上を図る「金融力の強化」と、Powerful Partnersとの協業やデジタル等の新たな機能を備え、混沌とする時代の中で企業価値向上に向け、将来の成長が期待出来、ビジネス拡大に繋がる「異次元に向けた重点施策」に全力を注いでまいりました。

2023年3月期の成果としましては、「金融力の強化」では注力分野である富裕層営業が進展し、東海東京証券のウェルスマネジメント部門では預かり資産が初の1兆円を突破する等、グループKGI達成に向け前進しております。また、「異次元に向けた重点施策」でも多くの進展が見られました。

まず、スマホ專業証券「CHEER証券」では、商品ラインナップやポイントプログラム等のサービス拡充に努めた結果、(株)西日本シティ銀行との金融商品仲介業務を開始するに至りました。また、資産管理アプリや地域創生プラットフォームを展開する「TTデジタル・プラットフォーム」では、地方自治体へのデジタル商品券、地域応援アプリの提供と、着実に成果を出し始めております。

さらに、STOにおける2号、3号案件の販売や、学校法人藤田学園とのフジタTTインパクト1号ファンドの設立等、デジタルや地域創生における当社グループのこれまでの取組みが実を結びつつあります。

このようなデジタルへの取組みと成果が評価され、当社は経済産業省、東証等が実施する「DX銘柄」に3年連続で選定されました。これからもデジタルを活用し、Powerful Partnersとの更なる提携・連携の早期実現を目指してまいります。



当社のビジネスモデルは他とのつながり、連携、共創と共生が大きな柱であります。これには、『信頼』の構築が最も重要なテーマだと思っております。

現中期経営計画では「“Social Value & Justice” comes first」を全ての行動の原点となる行動指針として定め、実践しております。この行動指針に則り、株主、お客さま、取引先、地域、従業員等の皆さまからの信頼を構築することで、この激動の時代、大転換の時代を乗り越えていきたいと思っております。

今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役会長 石田 建昭

代表取締役社長 合田 一郎

経営理念 Management Philosophy

経営理念(目指す姿・使命・行動指針・キャッチフレーズ)の全体像



Our Vision

私たちの目指す姿

金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与します。東海東京フィナンシャル・グループは、地域・人を大切にする信念をもって事業に取り組んでいます。私たちが目指すのは、全てのお客様の資産・資本の充実を、日本経済の成長に繋げることです。当社グループ役員が丸となって事業活動を行うことで、ステークホルダーの皆様の信頼をいただきながらこれまでにない総合金融グループを創り上げ、新たな時代のリーダーとなることを目指します。

Our Mission

私たちの使命

私たちが、目指す姿には、ステークホルダーの皆様の信頼を得ることが欠かせません。当社グループは、次の使命を持っています。

Customer：お客様の資産を活かし、豊かなライフマネジメントの実現と、企業価値向上を支援するために、全力で努力する企業グループであり続けます

Global：時代の流れを的確にとらえ、グローバルな視点を持ち、常にイノベティブな企業グループであり続けます

Region：地域を大事に思い、地域の繁栄・未来に貢献する企業グループであり続けます

Employee：社員の成長を重んじ、個性を生かし、専門性に優れた、きらきら輝く社員の自己実現をサポートする企業グループであり続けます

Trust：時代のいかなる激流にも耐え、ステークホルダーの信頼を勝ち得る強くたくましい企業グループであり続けます

Our Action

私たちの行動指針

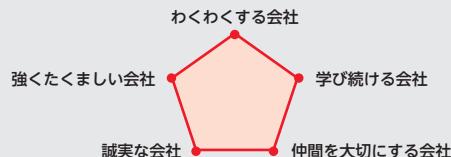
私たちは「使命」を実行するため、次のように行動します。

- 私たちは、学び続けます
- 私たちは、チャレンジします
- 私たちは、コミュニケーションを大切にします
- 私たちは、「強く、たくましく」を目標にします
- 私たちは、「規律の文化」を尊重します

Catchphrase

キャッチフレーズ

当社グループのキャッチフレーズは、次のとおりです。



証券コード 8616
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
代表取締役会長 石 田 建 昭

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第111期定時株主総会招集ご通知」及び「第111期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード（8616）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



名古屋証券取引所ウェブサイト

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード（8616）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項又は後記に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」（11頁～13頁）をご参照のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時10分（当社営業時間終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階
日本橋ホール

（ご来場の際は、7頁～8頁の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第111期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第111期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

<株主提案>

第4号議案 取締役を支給している報酬額の個別開示を定款に新設せよ

第5号議案 東海東京フィナンシャル・ホールディングス（株）は子会社も含め、公務員で事実上引責辞任した方の天下先としない。定款の新設を願う。

第6号議案 総会後の宴会等はすべて会費制とする。定款の新設を願う。

第7号議案 東海東京フィナンシャル・ホールディングス（株）の代取定年を65歳とする。定款新設を願う。

第8号議案 役員報酬のあり方を「役位」を重視でなく職務内容に応じる人材を起用するジョブ型の人事制度にする定款新設を願う。

第9号議案 東海東京フィナンシャル・ホールディングスはPBR1.0倍割れを解消する為、毎年株主還元策を打ち出し、その結果を東証と株主に公表する定款の新設。

第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名解任の件

第11号議案 監査等委員である取締役3名解任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ①電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - (1) 事業報告の新株予約権に関する事項
 - (2) 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
 - (3) 事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
 - (4) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (5) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ②インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ③インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ④ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

以 上

◎インターネットライブ配信のご案内

ご視聴用の事前登録をしていただくことで、インターネットのライブ配信により株主総会の模様をご覧いただけます（6頁ご参照）。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト（3頁ご参照）に修正内容を掲載させていただきます。
- 今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、以下のウェブサイトをご確認ください。
<https://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>



インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会の模様をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

配信日時 2023年6月28日（水）午前10時から

視聴方法 **ライブ配信申し込み後、株主様ごとに発行されるURLからご視聴ください。**
ライブ配信の画面上で「右上の《メニュー》→《資料ダウンロード》→《第111期定時株主総会招集ご通知》」と順に押すことで、招集通知の全文をダウンロードすることができます。

▶ ライブ配信申し込み手順

- 1 スマートフォン又はパソコン等から、下記のURL又はQRコードにより、ライブ配信申込サイトにアクセスしてください。
- 2 同封の議決権行使書の上部に記載された株主番号、お名前、及びご自身で使用するメールアドレスを入力の上、お申し込みください。
- 3 申込受付完了後、ご入力いただいたメールアドレスに株主総会視聴用URLが記載されたメールをお送りいたします。株主総会当日に必要なになりますので大切に保管してください。
- 4 株主総会当日は、上記視聴用URLよりご視聴ください。午前9時30分頃より視聴可能です。
- 5 万が一、「株主総会視聴用URLが記載されたメール」を紛失された場合には、再度お申し込みください。

■ ライブ配信申込サイト

<https://j-entry.gostream.jp/entry/seminars/view/dL8HOR8FU2>

■ ライブ配信申込受付期間

招集ご通知ご到着後から2023年6月28日（水）午前9時まで



ライブ配信申込QRコード

● ライブ配信をご視聴いただく株主様は、株主総会に出席するものではなく、株主総会当日に、ご質問、動議の提出、及び議決権の行使を行うことはできません。事前にインターネット又は書面により、議決権を行使くださいますようお願いいたします（11頁～13頁ご参照）。

- 推奨視聴環境については、上記の申込サイトに記載しておりますので、視聴前に必ずご確認ください。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度）等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴のお申込み後にお送りした視聴用URLは株主様限定のもので、第三者への提供は固くお断りします。また、1名様につき1端末でご利用ください。
- ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの公開は固くお断りします。
- ライブ配信の運営に変更が生じた場合、やむを得ずライブ配信を行うことができなくなった場合には、当社のウェブサイト（<https://www.tokaitokyo-fh.jp/>）にてお知らせいたします。
- 株主総会にご出席される株主様のプライバシーに配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくためのプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- 株主総会終了後1週間を目途に、上記当社のウェブサイトにて株主総会での事業報告の模様をオンデマンドにより配信いたします。

株主総会会場ご案内図

日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

会場 東京都中央区日本橋二丁目5番1号 日本橋高島屋三井ビルディング
9階日本橋ホール

（昨年と会場が変更となっておりますのでご注意ください。）



最寄り駅

- 東京メトロ 銀座線・東西線「日本橋駅」直結
- JR「東京駅」八重洲北口より 徒歩約5分
- 都営地下鉄 浅草線「日本橋駅」より 徒歩約2分

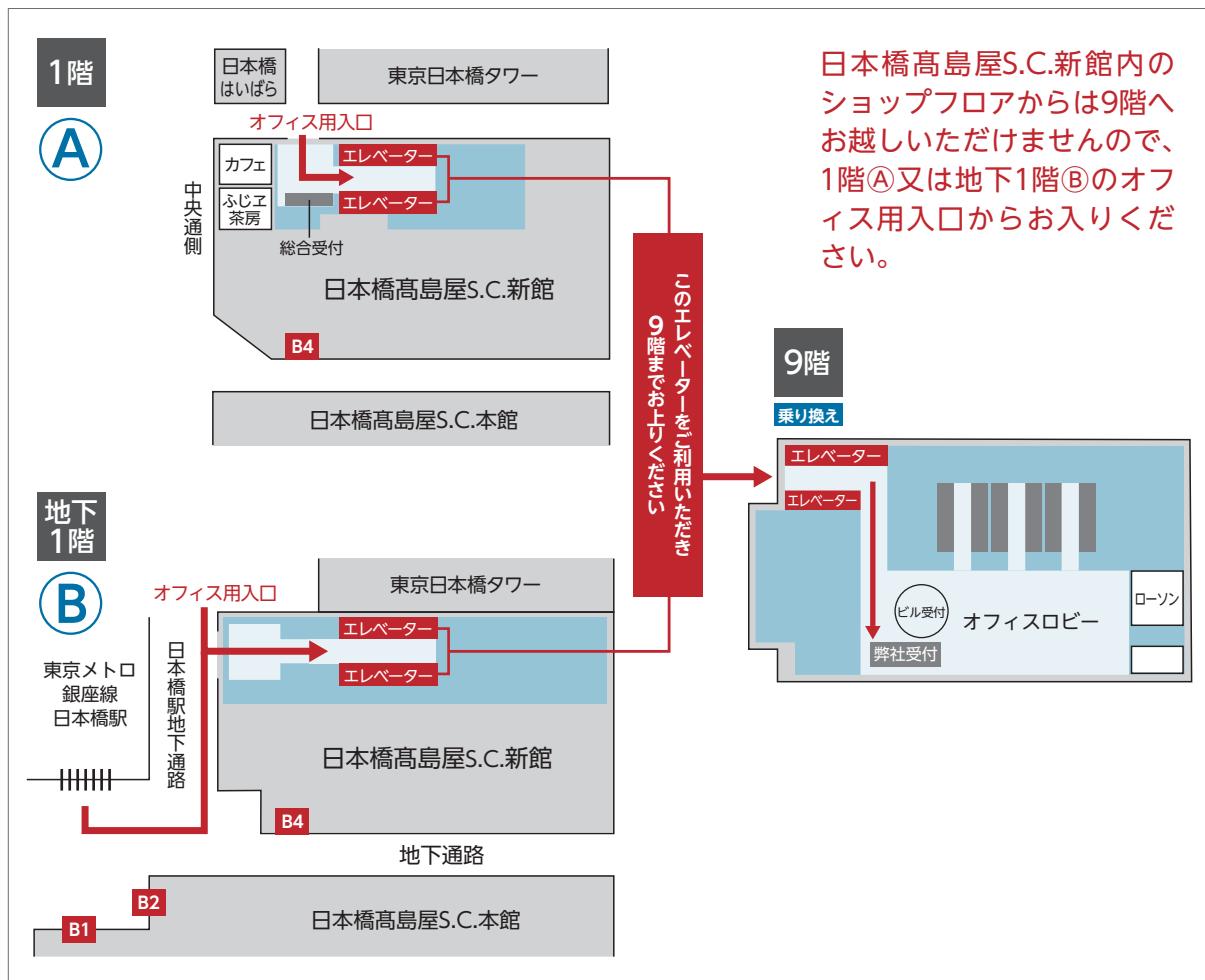
お願い ・ 駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
・ 株主様へお配りするお土産はご用意しておりませんのでご了承ください。

日本橋高島屋三井ビルディング フロアご案内図

① ② 各オフィス用入口よりエレベーターにて9階までお上りください。

通路を直進した先に弊社受付がございます。

(左手前の「INFORMATION」はビルの受付となりますので、お間違えのないようにご注意ください)



株主優待制度のご案内

株主の皆さまへの感謝とより多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、株主優待を以下の通り実施いたします。

2023年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上保有する株主さまが対象です。

2023年3月期株主優待制度の内容

① カタログギフト

1,000株以上保有の株主さまには、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフトを進呈します。

保有株式数	優待商品
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点



② クオカード

100株以上1,000株未満保有の株主さまには、一律、500円相当のクオカードを進呈します。



2018年3月末時点の株主さまより、100株以上1,000株未満保有の株主さまへの500円相当の優待商品の進呈につきましては**3年以上の継続保有を条件**といたしております。

※「3年以上継続して保有」とは、権利が確定する3月末日現在の株主名簿を含む過去の3月末日及び9月末日現在の株主名簿へ同一株主番号で7回以上連続して記載されることとします。

③ WEBでのお申込みの方法

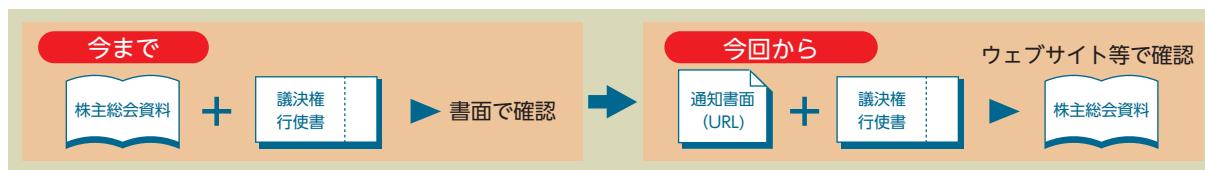
パソコン・スマートフォンからもお申込みいただけます。<https://ttfh2023.yutai1-service.jp>



上記カタログギフトが対象の株主さまへは、**6月下旬ごろに「ご優待品カタログ」をご送付いたします。**商品をお選びの際には、右記QRコードからのお申込みが大変便利になっておりますので、「ご優待品カタログ」が到着後、ご利用いただけますと幸いです。カタログギフトに同封されております返信用はがきでのお申し込みも可能です。

【電子提供制度施行に伴うご送付資料変更のご案内】

会社法の改正により、今回の株主総会から株主さまへは株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告）をインターネット経由で電子提供（当社ウェブサイト等に掲示、3頁ご参照）し、当該資料により議決権を行使していただくことになりました。



そのため、本年3月末までに「書面交付請求」のお手続きがお済みでない株主さまには、今回から株主総会開催のご案内及び株主総会参考書類に限定して、ご送付させていただいております。環境への配慮等を踏まえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、次回以降、株主総会資料の全文をご希望される株主さまで、「書面交付請求」のお手続きがお済みでない方は、次回基準日（2024年3月31日）までに、お取引のある証券会社又は当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行（以下ご参照）へお申し出いただきますようお願い申し上げます。

電子提供制度・書面交付請求に
関するお問合せ先

株主名簿管理人
三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-533-600
受付時間 9:00～17:00（土・日・休日を除く）

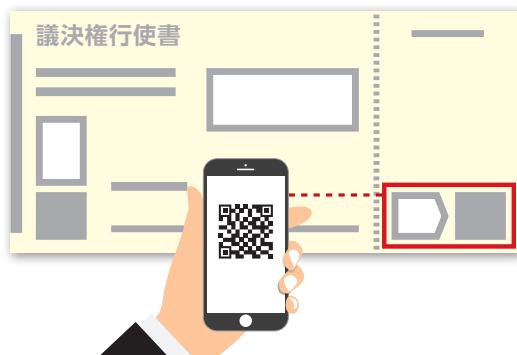
ぜひQ&Aもご利用ください。

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency>



インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンによる議決権行使

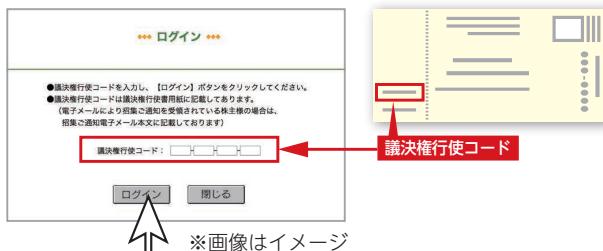


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
 ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
 ※一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

会社提案の全ての議案について賛成、株主提案の全ての議案について反対とされる場合は、“すべての会社提案議案について「賛成」する”をご選択ください。

パソコンによる議決権行使



下記ウェブサイトへアクセスしたのち、お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

■ご留意いただく事項

インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

なお、インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

書面による議決権行使のご案内

議決権行使書の記載例

同封の議決権行使書に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送（ご持参）ください。議案の内容は株主総会参考書類（14頁～36頁）をご参照ください。

The image shows a sample of the proxy voting form. It includes a header with the date '2023年 6月 1日' and a table for recording votes. The table has columns for '議案' (Proposal), '賛' (Yes), and '否' (No). The first three proposals are marked with '賛', and the fourth is marked with '否'. There are also instructions and a section for the shareholder's name and address.

※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

※ 第2号議案、第11号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。

ご賛同いただける 場合

当社取締役会はこちらの立場です。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

反対される 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

第4号議案から第11号議案は、株主さま（1名）からのご提案です。当社取締役会は、この議案に反対しております。詳細は、28頁～36頁をご参照ください。

■お問い合わせ先について

(1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間9:00～21:00)

(2) 上記 (1) 以外のご登録の住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間9:00～17:00 土日休日を除く)

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対して安定的かつ適切な利益還元を実施することを基本方針としております。

以上の方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金としてお支払いいたしました1株8円を含め、合計1株16円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当金 8円
総額 1,991,642,536円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任 いし だ たて あき 石 田 建 昭	代表取締役会長	17回中17回出席
2	再任 ごう だ いち ろう 合 田 一 朗	代表取締役社長	17回中17回出席
3	新任 はやし まさ のり 林 雅 則	副社長	—
4	再任 なか やま つね ひろ 中 山 恒 博	社外取締役 独立役員	17回中17回出席
5	新任 みや ざわ かず まさ 宮 沢 和 正	社外取締役 独立役員	—

候補者番号

1

いし だ たて あき
石 田 建 昭

1946年1月2日生



再任

■ 所有する当社株式の種類及び数

普通株式 542,900株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況

17回中17回出席

■ 当事業年度における指名・報酬委員会への出席状況

7回中7回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1968年4月 (株)東海銀行入行
- 1992年4月 欧州東海銀行頭取
- 1994年6月 (株)東海銀行取締役
- 1996年6月 同行常務取締役
- 1998年6月 東海投信投資顧問(株)取締役社長
- 2001年4月 欧州東海銀行会長
- 2002年4月 U F J インターナショナル会長
- 2003年4月 同社社長
- 2004年5月 当社顧問
- 2004年6月 当社代表取締役副社長
- 2005年3月 当社代表取締役社長
- 2006年6月 当社代表取締役社長最高経営責任者 (CEO)
- 2009年4月 東海東京証券(株)代表取締役会長最高経営責任者 (CEO)
- 2019年4月 同社取締役 (現任)
- 2021年6月 当社代表取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- 東海東京証券(株) 取締役
- (株)名古屋証券取引所 取締役
- 一般財団法人東海東京財団 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

石田建昭氏は、2005年3月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職務を果たしております。同氏の経営者としての豊富な経験・実績・識見を経営に活かすことは、当社グループの経営戦略の推進及び持続的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ごう だ いち ろう
合 田 一 郎

1968年8月24日生



再任

■ 所有する当社株式の種類及び数

普通株式 109,800株

■ 当事業年度における取締役会への出席状況

17回中17回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1992年4月 (株)三和銀行入行
- 2007年8月 住友信託銀行(株)入行
- 2012年1月 東海東京証券(株)入社
- 2014年4月 同社市場企画部長
- 2015年4月 当社戦略企画部長
- 2016年4月 当社執行役員戦略企画部長
- 2017年10月 当社執行役員戦略企画グループ副担任
- 2018年4月 東海東京証券(株)常務執行役員
企画・管理本部長 (内部管理統括責任者)
- 2018年5月 当社常務執行役員特命担当
- 2019年1月 東海東京証券(株)常務執行役員
企画・管理本部長 兼 企画部長
- 2019年4月 同社代表取締役社長 兼 営業統括ユニット長
- 2020年5月 同社代表取締役社長
- 2021年6月 同社取締役 (現任)
- 2021年6月 当社代表取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

東海東京証券(株) 取締役

■ 取締役候補者とした理由

合田一郎氏は、当社子会社である東海東京証券(株)において2019年4月より代表取締役社長、2021年6月より当社代表取締役社長に就任しており、当社及び当社グループの企業価値向上を目指し、経営者としての経験・識見を培ってまいりました。経営計画「Beyond Our Limits」の策定及び推進の責任者として当社グループの今後の成長に向けた事業戦略等を積極的に推進することが当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

はやし
林まさ のり
雅 則

1962年3月20日生



新任

■ 所有する当社株式の種類 及び数

普通株式 58,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1984年4月 丸万証券(株)入社
- 2000年4月 (株)東海丸万投資顧問 出向 運用部長
- 2006年3月 当社ウェルスマネジメント部長
- 2009年4月 当社リテール戦略部長
- 2010年4月 東海東京証券(株)営業企画部長
- 2011年5月 当社総合企画部長
- 2012年4月 東海東京証券(株)東日本地域本部副本部長
- 2013年4月 同社執行役員企画・管理本部副本部長
- 2013年10月 東海東京アカデミー(株)常務執行役員
- 2014年4月 東海東京証券(株)執行役員企画・管理本部副本部長
- 2015年4月 同社常務執行役員企画・管理本部副本部長
- 2016年4月 同社常務執行役員法人営業本部長
- 2017年4月 浜銀T T証券(株)代表取締役副社長
- 2020年5月 当社専務執行役員特命担当
- 2020年6月 (株)マネーコンパス・ジャパン代表取締役社長
(兼) 3.0証券準備(株)代表取締役社長
- 2021年4月 当社専務執行役員人事企画グループ担任
- 2022年10月 当社専務執行役員総合企画グループ担任
- 2023年4月 当社副社長総合企画グループ担任 (現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とした理由

林雅則氏は、当社及びグループ会社において、経営企画、法人部門、リテール部門等の幅広い業務に従事してまいりました。これまで培ってきた幅広い経験・識見に基づく、全体を俯瞰し適切な判断を行う能力や安定したマネジメント能力を発揮することが当社グループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

なか やま つね ひろ
中山恒博

1948年1月20日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

5年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

17回中17回出席

■ 当事業年度における 指名・報酬委員会への出席状況

7回中7回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1971年4月 (株)日本興業銀行入行
- 1999年6月 同行執行役員営業第一部長
- 2000年9月 (株)みずほホールディングス常務執行役員
- 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員
- 2004年4月 同行取締役副頭取
- 2007年4月 メリルリンチ日本証券(株)顧問
- 2007年5月 同社代表取締役会長
- 2008年11月 同社代表取締役会長 兼 社長
- 2009年3月 同社代表取締役会長 兼 社長
(兼) バンク・オブ・アメリカグループ在日代表
メリルリンチ日本証券(株)代表取締役会長
- 2010年7月 同社取締役
- 2017年6月 同社取締役
- 2017年7月 同社特別顧問
- 2018年6月 当社取締役
- 2019年6月 三井不動産(株)取締役 (現任)
- 2020年6月 当社取締役 (監査等委員)
- 2021年6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

三井不動産(株) 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中山恒博氏は、金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融業界における専門的な知見を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

■ 独立性

中山恒博氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

5

みや ざわ かず まさ
宮 沢 和 正

1956年2月20日生



新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 ソニー(株)入社
 1997年4月 ソニー・アメリカIT事業部企画部部長
 1999年4月 ソニー(株)ICカード事業部総合企画部部長
 2001年1月 ビットフレッツ(株)執行役員常務最高戦略責任者
 2006年10月 東京工業大学経営システム工学講師 (現任)
 2010年1月 楽天Edy(株)執行役員企画部長
 2017年1月 ソラミツ(株)COO最高執行責任者
 2020年4月 同社代表取締役社長 (現任)
 2020年4月 Digital Platformer(株)取締役
 2021年10月 ReNet Soramitsu Financial Technology Co.,Ltd.取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

ソラミツ(株)代表取締役社長
 ReNet Soramitsu Financial Technology Co.,Ltd.取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮沢和正氏は、デジタル関連の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏のデジタル関連企業における豊富な経験と高い専門性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

■ 独立性

宮沢和正氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮沢和正氏は、2023年2月28日まで、当社の特定関係事業者であるDigital Platformer(株)の役員（非業務執行者）でありました。
3. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
4. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、中山恒博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」という。）を締結しており、中山氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、宮沢和正氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- （保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）
- なお、各候補者の任期途中である2023年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

ご参考

取締役会の構成（スキル・マトリックス）

氏名	役職等		各委員会の構成				主な専門性・バックグラウンド							
			監査等委員会	指名・報酬委員会	総合リスク管理委員会	人事委員会	企業経営	グローバル	法務	財務・会計	金融・経済	行政	ICT	サステナビリティ
石田 建昭	代表取締役会長	業務執行		○	○	○	○	○		○	○		○	○
合田 一郎	代表取締役社長	業務執行			○	○	○			○	○		○	○
林 雅則	取締役副社長	業務執行			○	○	○							○
中山 恒博	社外取締役	独立役員		○			○	○		○	○			
		非業務執行												
宮沢 和正	社外取締役	独立役員		○			○	○					○	○
		非業務執行												
大野 哲嗣	取締役	非業務執行	○							○	○			
井上 恵介	社外取締役	独立役員		○				○		○			○	
		非業務執行												
山崎 穰一	社外取締役	独立役員		○	○					○			○	○
		非業務執行												
池田 綾子	社外取締役	独立役員		○	○					○	○			
		非業務執行												

※第2号議案が原案どおり承認可決された場合の構成（予定）です。

取締役の選任に関する方針・手続き

（方針） 当社の取締役会は、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役候補者選任基準に基づき、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有し、監督機能の向上に資する者を選任しております。監査等委員である取締役候補者については、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有する者を選任しております。また、社外取締役候補者については、上記に加え、別に定める社外取締役の「独立性判断基準」を考慮し選任しております。当社は社外取締役が全取締役の過半数に達しておりますが、取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。

（手続き） 上記方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名に関する事項については、指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議の上、取締役会が決定しております。なお、監査等委員である取締役の指名に関する事項については、指名・報酬委員会からの答申を得た後に、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定しております。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定め、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、独立性を有していないものとしています。

1. 当社又はその中核子会社の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人、又は過去において業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人であった者。
2. 金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行取締役、執行役員、執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
3. 当社又はその中核子会社を主要な取引先とする者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
4. 当社又はその中核子会社の主要な取引先（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
5. 当社又はその中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
6. 当社又はその中核子会社から、一定額（過去3年間平均にて年間1,000万円）を超える寄付金を受領している者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
7. 当社又はその中核子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家。
8. 当社又はその中核子会社を主要な取引先とする者である会計・法律事務所又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する社員、パートナー等（最近3年間において従事していた者を含む。）。
9. 当社又はその中核子会社の会計監査人又は会計監査人の社員等（最近3年間において当社又はその子会社の監査業務に従事した者を含む。）。
10. 当社の子会社が主幹事証券会社を務める会社の業務執行者（最近3年間において業務執行者であった者も含む。）。
11. 上記1から10のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族）。
12. 当社又はその子会社の社外役員（取締役及び監査役）としての在任期間が通算8年を経過している者。
13. その他、当社的一般株主全体との間で上記1から12までで考慮されている事由以外の事情で実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

上記に掲げるいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものとします。

なお、上記に掲げるいずれにも該当せず、独立社外取締役として選定することが可能である者であっても、総合的に判断して独立社外取締役候補者として選定しないことを妨げません。

※ 「主要な取引先とする者」：直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える場合をいいます。

※ 「主要な取引先」：直近事業年度における当社グループの年間連結営業収益の2%を超える場合をいいます。

※ 「その中核子会社」：東海東京証券をいいます。

第3号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の業務執行取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、事業報告「**6** 取締役のストック・オプション（非金銭報酬）に関する事項」に記載のとおり、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として第104期定時株主総会決議により、ご承認いただいております年額300百万円に含めております。

また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告「**8** 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる当社の取締役は、当社の業務執行取締役3名となる予定です。

(1) 特に有利な条件をもって本件新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主との利害の一致を図りながら、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して、本件新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本件新株予約権の数の上限

本総会の決議により、割り当てることができる本件新株予約権の数は1,600個を上限といたします。また、本件新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は、160万株（発行済株式総数比約0.61%）を上限といたします。

ただし、後述の(4)①の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、本件新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数に乗じた数とします。

(3) 本件新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

(4) 本件新株予約権の内容

① 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式1,000株とします。

なお、本件新株予約権割当て後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本件新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整します。

ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができますものとします。

② 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本件新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。

本件新株予約権割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができますものとします。

③ 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から、5年間といたします。

- ④ 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (ロ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- ⑤ 譲渡による本件新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
- ⑥ 合併、会社分割等の組織再編行為の場合の措置
- 当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。
- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とします。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。
- (ニ) 新株予約権を行使することができる期間
- 上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (ホ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記④に準じて決定します。

- (ハ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とします。
- (ト) その他新株予約権の行使の条件及び新株予約権の取得事由
下記⑦及び⑨に準じて決定します。
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とします。
- ⑦ 本件新株予約権の取得事由
吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本件新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本件新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ⑧ 本件新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- ⑨ その他の本件新株予約権の行使の条件
 - (イ) 新株予約権者は、本件新株予約権行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人（使用人には当社又は子会社への出向者を含む。）たる地位を有することを要するものとします。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではありません。
 - (ロ) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本件新株予約権を行使することはできなくなるものとします。
 - (i) 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - (ii) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (iii) 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

＜株主提案＞

第4号議案から第11号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（1名）の議決権の数は400個（議決権比率0.015%）であります。

以下の各議案の「件名」、「提案内容」及び「提案理由」は、形式的な修正を除き、誤字・脱字や事実認識も含め、当該提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第4号議案 取締役を支給している報酬額の個別開示を定款に新設せよ

提案理由

東京証券取引所が市場区分の再編をしたのは上場企業に株主利益を意識した経営改革を促す為である。東海東京FGの株主還元は終始一貫の低配当である。プライム市場精神を忘れ、石田代表取締役だけ、毎年約1億円の報酬を貰っている。2021年8月12日付け有価証券報告書でも明らかである。（訂正前）の記述。「連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しない為、記載しておりません」と、有価証券報告書で虚偽記載。訂正後、連結報酬等の総額が石田健昭氏1億6百万円と修正された。日本で1億円超え報酬役員は約1000人弱と聞く。また、昨年、業務執行取締役3名に対し、当期の業績は不振でも賞与総額7千万超えの不退転の決議である。通期で20円前後の株主配当との落差大。役員報酬は無尽蔵。役員会の独壇場である。株主は役員報酬額に対し、野放図は許さない。費用対効果を検証する。役員報酬個別開示の定款新設を提案する。

【第4号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

当社の役員報酬の額については、決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、取締役の報酬制度、報酬等の水準及び個人別の報酬等の内容について、指名・報酬委員会からの答申を得た上で、これを踏まえて、合理的かつ適正に決定しております。また、取締役の報酬等の額につきましては、法令に定めるところにしたがい、適切に開示しております。

したがって、取締役会としましては、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

なお、提案理由において、当社の株主還元について「終始一貫の低配当である」旨の記載がありますが、過去5年間におきまして、当社の期中平均株価ベースでの配当利回りは、旧東証一部及び東証プライム上場企業の単純平均利回りのピークを上回っておりますので、提案理由の記載にあるような状況ではないと考えております。

また、石田建昭氏が「毎年約1億円の報酬を貰っている」との記載がありますが、過去の有価証券報告書をご覧いただければ明らかなように、過去5年間のうち複数の事業年度において、同氏に対する1億円を超える報酬の支給はなされておらず、2023年3月期においてもその見込みはございません。

さらに、有価証券報告書に「虚偽記載」があったとの指摘がありますが、当社は、2021年6月25日付で有価証券報告書を提出した後、そのうちの「役員ごとの連結報酬等の総額等」に係る記載事項の誤りを訂正するために、2022年1月28日付で訂正有価証券報告書を提出したものであり、虚偽記載ではございません。

第5号議案 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)は子会社も含め、公務員で事実上引責辞任した方の天下先としない。定款の新設を願う。

提案理由

傘下にある、東海東京証券は2022年6月28日付けで総務省女性初秘書官を務めたY氏を東海東京証券の取締役役に就任させた。低配当で苦しんでいる株主として、会社が天下りに何を望むのかさっぱり分からない。総務省と証券会社の関係がどのように繋がっているのか合理的説明もない。ただ、Y氏は言論を守ろうとした役人であったことだけは認める。しかし、役員報酬額など自由奔放に使う、取締役会の会社運営は理解出来ない。

株主は思う、東海東京証券はSBI証券との天下り競争に対抗心を燃やし、長期政権だけを守る陣営固めだけは断る。千差万別の取締役構成は一理ある、信賞必罰の公平を欠き、自由奔放に振る舞う現取締役会に対し、株主は信頼しない。安易な天下りを防止する為。定款の新設を願う。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

当社グループが外部から採用する人材については、人物本位で、その実績や識見に基づき、適切に採用しております。

したがいまして、取締役会としましては、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

なお、提案理由において、当社の子会社である東海東京証券株式会社において、「総務省女性初秘書官を務めたY氏を東海東京証券の取締役に就任させた」との記載がありますが、同氏は、「総務省秘書官」ではなく、「内閣官房内閣総理大臣秘書官」を務めていたものであり、また、内閣官房と当社との間には天下りと言われるような関係はございません。

第6号議案 総会後の宴会等はすべて会費制とする。定款の新設を願う。

提案理由

2022年度総会は名古屋駅前のAビルで行われた。

議長・株主総会進行係も含め、コロナ理由とした、株主総会時間短縮の要請ばかり。出席者には無理無体。年1回総会、不満である。取締役会がいくら、質問時間の短縮を叫び、肝心な質問数は削り、会を早く切り上げたい雲息の赤裸々状態。東海東京FGのパーティーは月刊誌S誌で有名。2020年3月号は「今どき超ド派手」パーティー開催との記述。さすが長年代表を務める石田氏である。

名古屋総会后、昼飯の為、株主は名古屋駅前の有名ホテルMホテルに行った。

17階の宴会案内板には「東海東京フィナンシャル・ホールディングスの楠14:00」との控室表示時間の掲載。石田氏は派手なパーティー主催で有名。株主総会短縮の意味がやっと株主は理解できた。株主からの願い。宴会開催は5時以降で願いたい。経営不振・低配当を考慮し、地味な会費制の宴会を選ぶこと。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

当社は、株主総会は、1年に1度、株主様にご参集いただき、1年間の事業活動の成果をご報告し、取締役等の選任等の会社の重要事項を決議いただく重要な機会であると考え、必要かつ十分な審議を尽くすことができるような運営に努めておりますので、その後の予定のために株主総会を短縮することはございません。なお、当社が、昨年の株主総会后、提案理由に記載の時刻及び場所において行っていたのは、広報等で使用するための役員の写真撮影でございます。

したがって、取締役会としましては、本議案に反対いたします。

第7号議案 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)の代取定年を65歳とする。定款新設を願う。

提案理由

石田建昭氏は1946年1月2日生まれで、本年で77歳である。これまで人一倍の健康体で「気力・信念・事業力」は充実。会社発展をリードさせた超人である。株主は石田氏に対して喜色満面である。

昨年度の株主総会で、石田氏の長年の活躍ぶりを称え、株主は「東海東京・石田フィナンシャル・ホールディングス」へ社名変更と提案した。

しかし、取締役会の反対理由。石田氏は「発行株数全体の0.19%」に過ぎず、オーナー経営者ではないとの回答。しかし、株主からみれば、石田氏は約20年に渡り会社のトップ・約1億円報酬で走り続けている。会社法では非公開会社の役員期間は定款で定めても10年と聞く。公開会社である東海東京HD。代表取締役20年とは立派である。高速インターネットの時代。私も含め老人は健康でも、つい時代錯誤に陥る。若い代取を早く誕生させ、定款新設を成し遂げたい。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

2. 反対の理由

当社では、代表取締役候補者の選定に当たり、定年を定めておりません。これは、代表取締役としての資質や能力は、年齢で判断されるべきものではないことによります。

したがって、取締役会としましては、提案のような規定は、当社の代表取締役候補者の選択範囲を過度に制限するものと考えており、本議案に反対いたします。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、定款において1年とされていることから、毎年、定時株主総会において、重任する取締役について、そのご承認をいただいているものであり、そのご承認をいただいた重任の結果として、在任期間が長期にわたることについては、何ら法令等に反するものではありません。

第8号議案 役員報酬のあり方を「役位」を重視でなく職務内容に応じる人材を起用するジョブ型の人事制度にする定款新設を願う。

提案理由

東海東京F H（株）は（CEO）の報酬額を筆頭に役員報酬は基本報酬が高い。傘下の東海東京証券では、苦情続々の仕組み債販売で一時は活気づいた。しかし、金融庁が2022年8月に公表した金融行政方針で業務を支える人材育成等が問題視。これを受け、販売の見直しが始まった。その結果、仕組み債を地銀などに卸し販売していた東海東京F Hは、債券トレーディング損益が直近の23年3月期第3四半期には大きく減少。損失を被った顧客から、勧誘時に元本割れのリスク説明が不十分との提訴が社会問題。株主は報酬の基本的考え方に抗議する。1年間の業績に連動する「短期インセンティブ料率」と1年以上の期間の業績に連動した支給額制度が高額。配当金だけは常に低額料率。役員報酬だけは後生大事。業績不振・職務の役割分担が正確に反映する「役位」を重視に。石田氏中心でなく営業達成率に応じた人材起用のジョブ型人事制度に変更願う。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

当社の役員報酬の額は、株主総会にご承認いただいた範囲内において、各取締役の担当する役割及び職務の内容並びにその遂行状況を精査した上で、社外取締役4名と代表取締役会長で構成し、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を踏まえ、合理的かつ適正に決定しております。

したがいまして、取締役会としましては、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第9号議案 東海東京フィナンシャル・ホールディングスはPBR1.0倍割れを解消する為、毎年株主還元策を打ち出し、その結果を東証と株主に公表する定款の新設。

提案理由

岡三証券グループ・シチズン時計もPBR1.0割れ改善策を打ち出した。企業が株主還元策を発表する事で株価上昇が期待される。東証は企業に、PBRの開示を強く要請する決定をした。実施時期は2023年度春と明記し、早期の開示を求めるといふ。東海東京FGの「役員報酬は高額支給」である。それに引き換え、株価・配当金は「低株価・低配当」である。これでは外国人・日本人投資家も相手にはしない。早く株主還元策を打ち出し「資本コストや株価・役員改革」への意識改革を真剣にやるべき最後のチャンスである。魅力ない企業に明日はない。

【第9号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

当社では、これまでも、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対して安定的かつ適切な利益還元を実施することを基本方針として、配当を実施しております。また、中期経営計画（“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦）の実現により、収益力を一層強化し、当社株式の魅力を高め、PBR1.0倍を達成するべく、注力して参ります。

したがって、取締役会としましては、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名解任の件

提案内容

代表取締役会長 石田 健昭氏を解任する。

提案理由

2022年度株主総会で、株主より「石田氏の名前入り商号変更の提案を受けた。」取締役会は反対。石田氏が所有する株数は、発行済株式総数の約0,19%にしか過ぎない。オーナー経営者でもないとの反対理由であった。株主と役員との焦点判断の違いである。石田氏は2004年から約20年も代表権を維持し続けている。たとえ非オーナーで約20年間も、代表権を持つ超人的取締役はいない。プライム市場で何人もいない特殊な方である。石田氏の報酬額は年約1億円。会社規模から、この高額報酬はありえない。話題の五輪問題、電通社長の年俸と肩を並べる報酬額。東海東京F H（株）の営業成績から評価して有り得ない高額である。取締役会の報酬計算・長期政権弊害などの判断は看過出来ない。曖昧模糊の役員会と言える。営業力低下・業績不振・低配当・グレイス上場廃止問題等の責任論は沈黙状態。株主希望は石田健昭氏のワンマン企業から早く脱出願いたい。

【第10号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

代表取締役会長石田建昭氏は、経営者としての豊富な経験・実績・見識を経営に活かし、当社代表取締役就任以来、当社グループの企業価値向上を目指して強いリーダーシップを発揮しており、取締役として十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会としましては、同氏を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断しており、同氏の解任に反対いたします。また、本総会におきましても、引き続き同氏の選任を提案いたしております。

なお、当社の監査等委員会も、同氏を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断しており、同氏の解任に反対しております。

第11号議案 監査等委員である取締役3名解任の件

解任3名（1 大野 哲嗣氏解任 2 井上恵介氏解任 3 山崎 穰一氏解任）

1 大野 哲嗣氏 解任する。

提案理由

大野 哲嗣氏は財務会計に優れているとの触れ込みである。いつも就任の文言は決まり文句。豊富な業務経験と高い見識、専門な知見と並べる。株主は期待外れ。業務執行の監督等に尽力はない。少数株主の意見を救い上げ取締役会のお目付け役も果たしてない。また高額役員報酬など、会社の正常な利益分配にも関心・疑惑も持たず、「財務会計に優れている」との触れ込みは信用できない。すべて大野氏は無関心で他人事である。また、会社経営の本質である石田健昭氏が20年に渡り最高責任者として君臨する人事も関心・疑問は持たない。これでは、なれ合い経営で一般株主の利益損失と言える。役員全体の「今だけ、金だけ、自分だけ」主義の容認である。大野 哲嗣氏の経営内容に役立つ積極的な努力は全く見られない。

2 井上恵介氏（社外取締役・監査等委員会委員長）独立役員を解任する。

提案理由

井上恵介氏は企業経営に精通とある。個人1人に対する「1億円超え報酬額」が規模的に妥当か！また経営内容等の業務管理・助言・経営監督などに虚虚実実が見えない。また会社運営にも疑問を持たない。だが、取締役会は井上恵介氏の企業経営に精通とある。しかし、株主は役員就任触れ込み事項には不信である。東海東京証券の歴史上、改善すべき項目多々。2003年7月2日の業務停止・業務改善命令。2004年7月7日の業務改善命令。2010年9月16日の業務改善命令はすべて内部管理体制の充実を金融庁から問われている行政処分である。井上恵介氏は全く少数株主の意見を取締役会に反映せず、体制改善もしない。石田氏の長期政権に賛同し職務怠慢である。井上恵介氏を解任する。

3 山崎 穰一氏（社外取締役・監査等委員）独立役員を解任

提案理由

山崎 穰一氏は行政経験豊富で金融・経済に関する知見と豊富な経験を生かし、当社グループの戦力やリスクマネジメントを意識した発言を高く評価とある。株主評価。会社の本質。石田健昭氏の「長期政権・1億円の報酬額」の容認など経営の恥部は手付かずで逃げまくり。株価低下・配当金は低配当・役員報酬額の高額支給は容認する。利益の配分バランスが悪くとも無関心。グレイス上場廃止問題は沈黙。役員責任論は出てこない。株主は卵1パック400円で悲鳴である。株主は孤城落日の日々生活。しかし、独立役員である山崎氏の活動は見えない。

監査等委員経験者から聞きました。長く役職をやるコツ。「見ざる、聞かざる、言わずに徹すること。」名言だ！単に形を整えるだけの改革ではなく企業の競争力を高めるガバナンスを目指す時期だ。山崎 稔一氏の当社グループの戦力やリスクマネジメントの貢献度は期待はずれ。解任する。

【第11号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対**します。**

2. 反対の理由

監査等委員である取締役大野哲嗣氏、井上恵介氏及び山崎稔一氏の3氏は、監査等委員である取締役就任以来、豊富な業務経験や識見を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等に尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会としましては、同3氏を当社の監査等委員である取締役として適任と判断しており、同3氏の解任に反対いたします。

なお、当社の監査等委員会も、同3氏を当社の監査等委員である取締役として適任と判断しており、同3氏の解任に反対しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）のわが国経済は内需主導での回復が継続しましたが、そのペースは緩やかなものとなりました。政府支援策（総合景気対策、全国旅行支援策、水際対策の緩和等）や金融緩和継続などが下支えとなった一方、海外経済の減速や物価高による家計の購買力低下等が逆風となりました。

海外経済については、欧米を中心に物価抑制のための金融引き締めが継続、景気減速が続きました。そうした中、インフレが限定的だったアジアでは、利上げ幅が小幅に留まった結果、景気減速は限定的となっています。

日本株市場では、4月に27,600円台で始まった日経平均が1年を通して概ね26,000円から28,500円のレンジ内で推移するなど、上値の重い展開となりました。景気正常化や低金利環境の継続等がプラス材料となる一方、世界的な利上げや景気後退懸念、年末の日銀による緩和策修正等が上値を抑えました。期末の3月にはレンジ上限に迫ったものの、欧米での金融不安を受け反落した結果、日経平均は28,000円台で3月の取引を終えました。

米株市場では、4月に34,700ドル台で始まったダウ平均が、利上げを背景に6月には30,000ドルを割り込みました。その後8月には一時34,000ドル台を回復しましたが、楽観の剥落とともに9月末には29,000ドルを下回りました。一方、利上げ幅縮小期待から上昇に転じた株価は、年明け後も概ね底堅く推移しました。しかし、3月には複数の米銀破綻を受けて波乱の展開となり、最終的にダウ平均は33,200ドル台で3月の取引を終えました。

日本の長期金利（10年物国債利回り）は4月に0.19%で始まった後、概ね0.20%から0.25%内でのレンジ取引が続きました。日銀が12月の金融政策決定会合で長期金利の上限を0.50%程度に変更したため、1月には一時0.57%まで急伸しましたが、植田日銀総裁候補の緩和継続示唆を受けて0.35%で3月の取引を終えました。

一方、米国の長期金利は4月に期中最低の2.34%で始まり、6月には3.49%まで上昇しましたが、米景気後退懸念やインフレピークアウト観測から、8月には2.51%まで低下しました。しかし、FRBが引き締め姿勢を強めると、10月には年度中最高の4.33%まで急伸する流れとなり、債券価格が大幅に下落する厳しい投資環境となりました。その後は米インフレ減速や米地銀破綻で米国債需要が高まり、3.46%で3月の取引を終えました。

為替市場ではドル円が4月に期中最安値の1ドル121円台で始まった後、米積極利上げから10月には年度中最高値を151円台まで更新し、円安方向では過去に経験のない急激な動きとなりました。しかし、米インフレ減速や日銀の緩和修正観測が高まると、1月には127円台まで急反落するボラティルな展開となりました。3月には一旦137円台まで反発しましたが、金融不安を受けたドル安進行により、132円台で3月の取引を終えました。

当社グループの経営成績の概況

営業収益	73,383百万円 前期比9.4%減少
純営業収益	69,598百万円 前期比11.1%減少

経常利益	6,346百万円 前期比5.1%減少
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,953百万円 前期比85.1%減少

受入手数料

当連結会計年度の受入手数料の合計は12.4%減少し329億29百万円を計上いたしました。

① 委託手数料

当社グループの株式委託手数料は16.9%減少し110億18百万円となりました。委託手数料全体では15.6%減少し117億58百万円を計上いたしました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は29.5%減少し5億10百万円を計上いたしました。また、債券は1.3%減少し6億2百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では16.6%減少し11億12百万円を計上いたしました。

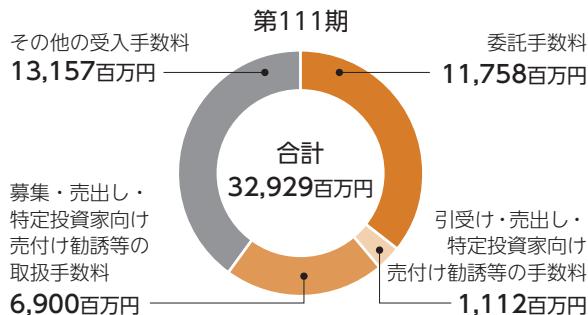
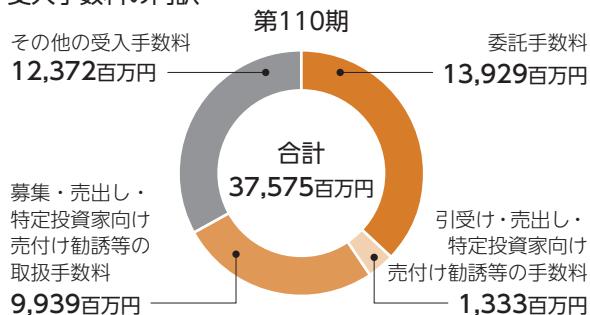
③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、30.8%減少し68億73百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では30.6%減少し69億円を計上いたしました。

④ その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は8.9%減少し53億31百万円、保険手数料収入は23.2%増加し45億50百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では6.3%増加し131億57百万円を計上いたしました。

受入手数料の内訳



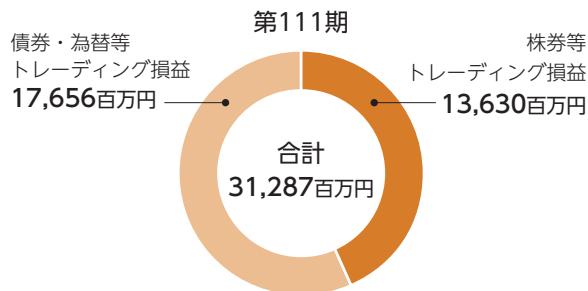
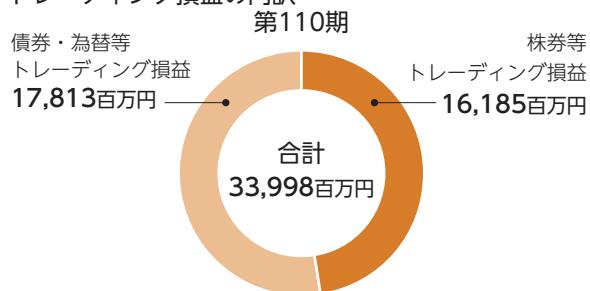
トレーディング損益

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は15.8%減少し136億30百万円の利益の計上となり、外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益は0.9%減少し176億56百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は8.0%減少し312億87百万円の利益を計上いたしました。

金融収支

当連結会計年度の金融収益は2.5%減少し91億65百万円を計上いたしました。また、金融費用は38.8%増加し37億84百万円を計上し、差引の金融収支は19.4%減少し53億81百万円の利益を計上いたしました。

トレーディング損益の内訳



販売費及び一般管理費

当連結会計年度の取引関係費は5.3%減少し124億28百万円となりました。また、人件費は4.6%減少し308億36百万円、不動産関係費は1.9%減少し75億85百万円、事務費は0.1%減少し86億35百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費の合計は2.8%減少し664億38百万円を計上いたしました。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、投資有価証券評価益21億66百万円、受取配当金11億53百万円などを計上し、営業外収益の合計は26.3%増加し42億19百万円となりました。また、営業外費用は、持分法による投資損失7億49百万円などを計上し、営業外費用の合計は323.6%増加し10億33百万円となりました。

特別損益

当連結会計年度の特別損益は、特別利益として1億77百万円を計上し、特別損失として4億23百万円を計上いたしました。

販売費及び一般管理費の内訳

(単位：百万円)



2 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、大きく変化してきております。AI、ブロックチェーンといったテクノロジーがますます事業展開に欠かすことが出来ない存在となってきた一方、環境への配慮や社会的責任を企業がどのように果たしていくか等、サステナビリティ経営が企業に強く求められるようになりました。わが国証券ビジネスにおいては、手数料体系の変化や規制・制度改革、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」）の加速等により、ビジネスモデルの在り方が大きく変容してきております。また、NIS A新制度への対応、「資産所得倍増計画」への貢献、ポートフォリオ提案やソリューションビジネス等、これまで以上にゴールベースアプローチを意識した営業方針への転換が課題としてあげられます。加えて、米金利の上昇、米銀破綻に端を発した金融不安の世界的拡がり等、マーケット動向にも、より一層注意を払っていく必要があります。

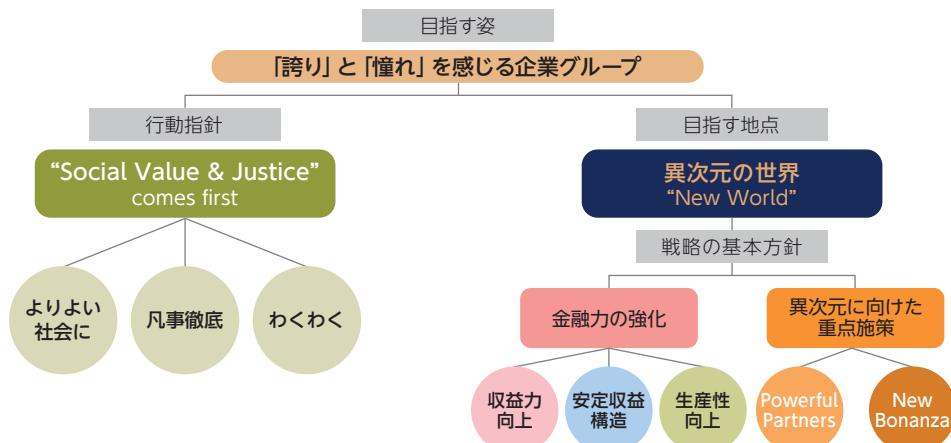
そのような環境下、当社グループでは、2022年4月より5ヵ年の中期経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」（以下「本計画」）を策定し、推進しております。本計画は、『誇り』と『憧れ』を感じる企業グループとなるために、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として、「異次元の世界」へ

の到達に挑戦するものです。そのための戦略の基本方針として、「金融力の強化」と「異次元に向けた重点施策」を掲げ、「金融力の強化」においては、収支構造改革への取組み、安定収益基盤の拡大を強化し、「異次元に向けた重点施策」では、Powerful Partners（※1）との協業、New Bonanza（※2）の創出等に一層注力するとともに、デジタル分野では、当社の子会社であるCHEER証券（以下「CHEER」）、TTデジタル・プラットフォーム（以下「TTDP」）において先進的な金融サービスの提供やデジタル化による地域社会のDX化の推進を図っております。

中期経営計画の構造

5ヵ年計画

“Beyond Our Limits”
～異次元への挑戦



※1 電力会社、通信会社、金融機関、商社、不動産、大学、地方銀行、地方公共団体といったパートナー

※2 新しい金鉱脈となるビジネスや機能

本計画初年度にあたる当連結会計年度において、グループKGIである自己資本利益率(ROE)は1.1%、預り金融資産は8.6兆円、重要なKPIである経常利益は63億円となりました。

本計画における主な課題として認識している事項、及びそれに対する取組みは以下のとおりであります。

目指す地点		課題	取組み
異次元の世界「戦略の基本方針」	金融力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・収益力向上、安定的な収益構造の構築 ・「資産所得倍増計画」に基づくNISA新制度への対応 ・ゴールベースアプローチ ・商品ラインナップの変革 	<ul style="list-style-type: none"> ・エース証券の完全子会社化 →東海東京証券との統合による生産性向上 【東海東京証券】 ・マルチプロダクトのソリューション提案、及び首都圏の富裕層顧客の基盤拡大を目的とした組織の新設 ・相続対策等としての外貨建て保険販売等、ソリューションビジネスの強化 ・投信・ラップ純増、株券貸借・証券担保ローンの推進によるストック収入基盤の拡大 ・Web面談ツール・DXツールの活用、店舗再編等といった生産性向上施策の展開 ・顧客セグメント戦略の見直し、ポートフォリオ提案による顧客対応力、及び販売力の強化 ・資産所得倍増計画への体制構築 【ETERNAL、メビウス】 ・保険収益力の強化
	異次元に向けた重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業、顧客基盤の拡大 ・新たな機能の獲得によるグループ力の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省と東京証券取引所、独立行政法人情報処理推進機構が共同で実施する「DX銘柄」に2年連続*で選定 ・地域経済の活性化、地域創生の取組みを目的にフロンティア・キャピタル株式会社へ出資 【TTDP】 ・商品券のデジタル化による地域社会のDX化推進を目的とし、静岡県湖西市へデジタル商品券事業の提供 ・地方自治体のDX推進支援を目的に、北陸銀行、及び栃木銀行とのビジネスマッチング契約締結 【CHEER】 ・STOCK POINT株式会社との業務提携により、国内初の米国株式・ETFでポイント運用が可能なサービスの提供を開始 ・西日本シティ銀行と金融商品仲介業に関する業務委託契約締結により、銀行・証券間（普通預金口座）での資金移動が可能なサービスの提供を開始 【東海東京証券】 ・セキュリティ・トークン「トーセイ・プロパティ・ファンド（シリーズ2）」の募集 【東海東京インベストメント】 ・医療産業の創成を目的とし、株式会社フジタ・イノベーション・キャピタルと共同でフジタTTインパクトファンド1号を設立

※2023年においても「DX銘柄」に選定され、3年連続での選定となりました。

行動指針	取り組み
“Social Value & Justice” comes first	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の「ネットゼロ宣言」の策定・開示 ・GXリーグ基本構想へ賛同 ・ESG指数「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」に選定 ・株式会社格付投資情報センターによる「R&I顧客本位の投信販売会社評価」で東海東京証券が2年連続で「S+」評価 ・ESG債引受（東海東京証券主幹事）合計429億円（前年同期は172億円） →クレディ・アグリコル・CIB「グリーンボンド」等の販売

なお、仕組債販売につきましては、現在、お客様の運用目的、リスク許容度、及び運用商品の適切性・適合性等を十分に確認し、真のお客様ニーズを踏まえた販売を徹底しております。

今後の対応につきましては、7月に施行される予定の日本証券業協会のガイドラインの改正内容を踏まえ、更に商品内容の検証、商品特性等の表示、及び販売時の適合性基準など、経営者を交えた十分な社内検討を重ね、お客様本位を重視して対応してまいります。

③ 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、設備投資において特記すべき事項はありません。

資金調達につきましては、主たる事業である金融商品取引業の運転資金の調達において銀行等の金融機関からの借入金のほか、当社を調達主体とする社債の発行（当期発行総額334億49百万円、期末発行残高487億57百万円）及び短期社債の発行（当期発行総額792億円、期末発行残高115億円）を行いました。

④ 企業集団の財産及び損益の状況

連結会計年度 区分	第108期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第109期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第110期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第111期 (2022.4.1～ 2023.3.31)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益 (受入手数料)	61,694 (29,172)	69,362 (31,173)	80,975 (37,575)	73,383 (32,929)
経常利益	700	12,548	12,979	6,346
親会社株主に帰属する当期純利益	2,763	9,094	13,150	1,953
1株当たり当期純利益	円 11.04	円 36.62	円 52.94	円 7.85
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	1,113,313	1,416,569	1,581,231	1,056,020
純資産	160,404	172,684	185,568	181,348

(注) 第110期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第110期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

5 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社27社及び関連会社15社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

6 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
東海東京証券株式会社	6,000	100.0	金融商品取引業
C H E E R 証券株式会社	100	100.0	金融商品取引業
丸八証券株式会社	3,751	43.6	金融商品取引業
株式会社東海東京調査センター	50	100.0	情報サービス業、 金融商品取引業
東海東京アセットマネジメント株式会社	50	69.1	金融商品取引業
東海東京インベストメント株式会社	300	100.0	ベンチャーキャピタル業務、 有価証券の運用
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	250	100.0	コンサルティング業 宅地建物取引業
東海東京アカデミー株式会社	50	100.0	教育・研修業
東海東京サービス株式会社	30	100.0	不動産の賃貸・管理、 事務代行業務
東海東京ビジネスサービス株式会社	50	80.0	証券会社のバックオフィス業務の 受託
株式会社TTデジタル・プラットフォーム	100	100.0	電子決済等代行業、 アプリの企画・運営・開発等による 各種情報提供サービス
株式会社 E T E R N A L	50	100.0	生命保険・損害保険代理店事業
ピナクル株式会社	100	70.0	M&Aアドバイザー業務

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	千香港ドル 115,000	100.0 [%]	証券業
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	千英ポンド 3,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc.	千米ドル 200	100.0	情報サービス業
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 5,000	100.0	情報サービス業、資産運用業
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	千シンガポールドル 20,000	100.0	有価証券の運用

(注) 2022年5月1日付で当社の完全子会社である東海東京証券株式会社とエース証券株式会社は、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の 帳簿価額	当社の 総資産額
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	百万円 68,919	百万円 234,652

7 主要な営業所及び従業員の状況

- ① 当社の主要な営業所
本店 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- ② 子会社の主要な営業所
(国内)
東海東京証券株式会社 (愛知県、東京都など66店舗)
CHEER証券株式会社 (東京都)
丸八証券株式会社 (愛知県5店舗)
株式会社東海東京調査センター (愛知県、東京都)
東海東京アセットマネジメント株式会社 (東京都)
東海東京インベストメント株式会社 (東京都)
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京アカデミー株式会社 (東京都)
東海東京サービス株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京ビジネスサービス株式会社 (東京都)
株式会社TTデジタル・プラットフォーム (東京都)
株式会社ETERNAL (東京都、兵庫県など47店舗)
ピナクル株式会社 (東京都)
(海外)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited (中国・香港)
Tokai Tokyo Securities Europe Limited (英国・ロンドン市)
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc. (米国・ニューヨーク市)
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd. (シンガポール)
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd. (シンガポール)
- ③ 当社及び子会社の従業員の状況

従業員数	2,747名 [489名]	前年度末比100名減 [7名減]
------	------------------	---------------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社及び子会社から外部企業への出向者を除き、外部企業から当社及び子会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員の年間平均人員数は〔 〕内に外数で記載しております。

2. 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2023年3月末の人員は13名であります。

8 主要な借入先及び借入金の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	10,500
	長期借入金	21,000
株式会社みずほ銀行	短期借入金	13,500
	長期借入金	4,000
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	5,500
	長期借入金	4,000
株式会社横浜銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	5,000
株式会社西日本シティ銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	4,000
株式会社山口銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	4,000
株式会社池田泉州銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	2,000
株式会社もみじ銀行	短期借入金	2,000
	長期借入金	2,000
株式会社三井住友銀行	短期借入金	3,500
	長期借入金	2,000
株式会社りそな銀行	短期借入金	2,000
	長期借入金	1,000
株式会社十六銀行	短期借入金	1,000
	長期借入金	2,000
株式会社七十七銀行	短期借入金	3,000
株式会社大垣共立銀行	短期借入金	3,000

(注) 市中銀行からの借入のうちコールマネーを除く主要なものを記載しております。

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 972,730,000株
- ② 発行済株式の総数 260,582,115株
- ③ 株主数 72,027名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,822,400	11.18
株式会社三菱UFJ銀行	12,016,853	4.83
三井住友海上火災保険株式会社	7,283,798	2.93
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	7,280,000	2.92
株式会社横浜銀行	7,014,553	2.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,857,900	2.75
日本生命保険相互会社	5,611,890	2.25
三井住友信託銀行株式会社	4,800,000	1.93
明治安田生命保険相互会社	4,406,000	1.77
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	4,082,400	1.64

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 上記のほか、当社が保有しております自己株式11,626,798株があります。

3 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	石田 建昭	東海東京証券株式会社 取締役 株式会社名古屋証券取引所 取締役 一般財団法人東海東京財団 代表理事
取締役社長 (代表取締役)	合田 一朗	東海東京証券株式会社 取締役
取締役副社長	山根 秀昭	戦略推進グループ、デジタル戦略グループ管掌
取締役	中山 恒博	取締役会議長 三井不動産株式会社 取締役
取締役	藤原 洋	株式会社ブロードバンドタワー 代表取締役会長 兼 社長 CEO 株式会社チェンジ 取締役 株式会社スカパーJSATホールディングス 取締役 株式会社インターネット総合研究所 代表取締役所長
取締役 (監査等委員)	大野 哲嗣	一般財団法人東海東京財団 監事
取締役 (監査等委員)	井上 恵介	麻布経済研究所 代表 カーディフ損害保険株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	山崎 穰一	
取締役 (監査等委員)	池田 綾子	森・濱田松本法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役のうち、中山恒博、藤原洋、井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、中山恒博、藤原洋、井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、社外取締役の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
2. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、当社及び当社グループにおいて投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。
4. 合田一朗氏は、2022年5月1日付で、エース証券株式会社が東海東京証券株式会社と合併し、消滅したため、エース証券株式会社の取締役を退任しております。
5. 井上恵介氏は2023年2月28日付で株式会社エトワール海渡取締役を退任しております。

6. 2023年4月1日付で、次のとおり地位及び担当を変更しました。

氏名	新	旧
山根秀昭	取締役	取締役副社長 戦略推進グループ、デジタル戦略グループ管掌

② 責任限定契約に関する事項

当社と監査等委員でない取締役2名（社外取締役）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）			
		金銭報酬		ストック・オプション	計
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (2)	210 (30)	— (—)	2 (—)	213 (30)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	62 (42)	— (—)	— (—)	62 (42)
計 （うち社外取締役）	9 (5)	272 (72)	— (—)	2 (—)	275 (72)

- (注) 1. 括弧内の数字は社外役員の人員数及び支給額であります。
 2. 当事業年度の業績に鑑み、金銭報酬のうちの業績連動報酬である役員賞与は支給しないことといたしました。
 3. 監査等委員でない取締役の報酬について、監査等委員会で検討いたしましたませんが、特に指摘すべき点はありません。

5 取締役の業績連動報酬等に関する事項

- ① 業績指標の内容及びその選定理由
主に短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率（ROE）を用いております。
- ② 業績連動報酬等の額又は数の算定方法
自己資本利益率（ROE）をベースとした連結業績に各役位の職務及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給しております。
- ③ 業績連動報酬等の額又は算定に用いた業績指標の数値
経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」において、数値目標として自己資本利益率（ROE）のKGIを12%としており、当事業年度における実績値は1.1%であります。

6 取締役のストック・オプション（非金銭報酬）に関する事項

株主との利害の一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として付与しております。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額に含めるものとしています。なお、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、取締役会にて決定しております。

7 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	金銭報酬	年額300百万円以内 (うち、社外取締役分は100百万円以内)	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	5名（うち、社外取締役は2名）
監査等委員である取締役の報酬	金銭報酬	年額150百万円以内	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	4名（うち、社外取締役は3名）

8 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ① 決定方針の決定方法
任意の指名・報酬委員会から答申された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、2021年2月22日及び同年6月25日開催の取締役会において、決議しております。

② 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプションにより構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7：3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給としております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与及びストック・オプションに関する方針は、上記「取締役の業績連動報酬等に関する事項」及び「取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりです。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2022年6月28日開催の取締役会において、代表取締役会長石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、個人別の報酬等の額を決定しております。

9 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	中山 恒博	取締役会 17回／17回 指名・報酬委員会 7回／7回	大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融専門性を活かし、当社グループの戦略方針から個別施策に至るまで、経営目線での助言等を数多く行っております。さらに取締役会議長及び指名・報酬委員会議長として、審議の充実に主導的な役割を果たしております。
取締役	藤原 洋	取締役会 12回／17回 指名・報酬委員会 5回／7回	システム関連の企業経営者として豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、当社グループのデジタル戦略への取り組み等、積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	井上 恵介	取締役会 17回／17回 監査等委員会 14回／14回	監査等委員会の委員長として、経営層との直接、間接による対話を積極的に働きかけ、大手金融機関での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、当社のグループ戦略やガバナンス、リスクマネジメント等について、多角的な視点から広範囲に助言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	山崎 穰一	取締役会 17回／17回 監査等委員会 14回／14回 指名・報酬委員会 7回／7回	長年の行政官としての金融・経済に関する専門的な知見と豊富な経験を活かし、総合的・専門的見地から当社グループの戦略や個別施策等へのリスクマネジメントを意識した積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	池田 綾子	取締役会 17回／17回 監査等委員会 14回／14回 指名・報酬委員会 7回／7回	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、法律の専門家として、経営から独立した立場で当社グループの戦略や監督機能の実効性強化等における助言を積極的行っております。

(注) 取締役の藤原洋氏は、病気療養のため、2023年1月から3月までの間、取締役会及び指名・報酬委員会に出席することができませんでした。

4 会計監査人に関する事項

1 名称

有限責任 あずさ監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	42百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	118百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、監査体制、監査計画の内容・監査時間及び監査範囲等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務について対価を支払っております。

3 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、丸八証券株式会社、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited、Tokai Tokyo Securities Europe Limited、Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.及びTokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査の透明性確保等の観点から「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」(2020年12月21日開催 監査等委員会決議)に基づき、会計監査人のローテーション制度を導入しております。

本制度に基づき、2022年6月28日開催の第110期定時株主総会において、新たに有限責任 あずさ監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分		金 額	区 分		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産			流 動 負 債		
現金及び預金		131,606	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品 有 価 証券等		235,926
預託金		74,058	商 品 有 価 証券		212,558
顧客分別金信託		69,336	デ リ バ テ ィ ッ プ 取 引 借 入 金		23,368
その他の預託金		4,722	約 信 用 取 引 貸 借 取 引 借 入 金		8,405
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品 有 価 証券等		272,917	信 用 取 引 貸 借 取 引 借 入 金		29,856
商品有価証券		260,859	有 価 証券 貸 借 取 引 借 入 金		13,323
デリバティブ取引		12,058	有 価 証券 貸 借 取 引 借 入 金		16,532
信用取引資産		79,497	現 先 取 引 借 入 金		146,125
信用取引貸付金		40,789	預 受 短 期 借 入 金		97,125
信用取引借証券担保金		38,708	入 期 借 入 金		63,050
有価証券担保貸付金		304,108	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債		14,394
借入有価証券担保金		81,054	未 払 与 引 の 当 税 等		208,602
現先取引貸付金		223,054	立 替 入 保 証 金		11,500
立短期差入保証金		213	短 期 差 入 保 証 金		26,778
短期差入貸付金		47,306	未 収 取 他 金		1,273
未収取		52,162	そ の 他 の 当 金		1,797
貸倒引当金		3,443	流 動 資 産 合 計		6,797
貸倒引当金		14,647	固 定 負 債		754,508
貸倒引当金		△81	社 長 繰 越 退 職 給 付 金		21,979
流 動 資 産 合 計		979,880	員 職 給 付 金		93,500
固 定 資 産			特 別 法 上 の 負 債		1,804
有形固定資産		9,683	特 別 法 上 の 負 債		127
建物		3,703	特 別 法 上 の 負 債		169
器具備		2,678	特 別 法 上 の 負 債		1,893
土地		3,300	特 別 法 上 の 負 債		119,474
無形固定資産		7,883	特 別 法 上 の 負 債		689
のれん		975	特 別 法 上 の 負 債		689
ソフトウェア		6,807	負 債 合 計		874,672
電話加入権		32	(純 資 産 の 部)		
その他資産		67	株 主 資 本		
投資その他の資産		58,572	資 本 剰 余 金		36,000
投資有価証券		45,923	資 本 剰 余 金		24,533
長期差入保証金		4,768	資 本 剰 余 金		111,064
繰延税金資産		51	資 本 剰 余 金		△5,036
退職給付に係る資産		6,886	株 主 資 本 合 計		166,562
その他金		1,274	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		934
貸倒引当金		△332	そ の 他 の 有 価 証券 評 価 差 額		413
固 定 資 産 合 計		76,139	為 替 換 算 調 整 勘 定 額		1,376
資 産 合 計		1,056,020	退 職 給 付 に 係 る 資 産		2,724
			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		547
			新 非 支 配 株 主 持 分		11,513
			純 資 産 合 計		181,348
			負 債 純 資 産 合 計		1,056,020

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

区 分						金 額	
営	業	取	手	数	益		
受	入	手	数	数	料		32,929
委	託	手	数	数	料	11,758	
引	受	特	定	等	の	1,112	
集	集	出	特	取	手	6,900	
募	集	出	特	取	手	13,157	
そ	の	他	の	受	取		
ト	レ	ー	デ	イ	ン		
金	業	融	収	収	益		31,287
営	業	融	収	収	益		9,165
							73,383
金	業	融	費	費	用		3,784
純	業	融	費	費	用		69,598
販	費	一	般	管	理		
取	引	関	係	費	費	12,428	
人	動	件	係	費	費	30,836	
事	産	関	係	費	費	7,585	
減	価	務	却	費	費	8,635	
租	税	債	却	費	費	3,280	
賃	引	當	金	課	課	1,676	
そ	倒	引	の	れ	他	34	
販	費	一	般	管	理	1,962	
							66,438
営	業	外	取	益	益		3,159
受	取	配	當	金	益	1,153	
投	事	組	運	益	益	555	
資	有	証	評	益	益	2,166	
そ	価	の	価	益	益	345	
営	業	外	費	合	計		4,219
持	法	に	よ	る	投	749	
投	分	業	組	合	運	194	
資	事	業	の	合	運	89	
所	業	外	費	用	合		1,033
営	業	外	費	用	合		6,346
特	常	別	利	益	益		
投	資	有	債	式	券	142	
抱	融	せ	引	責	消	21	
金	商	品	取	責	準	13	
特	別	別	利	益	損		177
特	別	別	利	益	損		
投	資	有	債	式	券	235	
和	別	別	利	益	損	188	
特	別	別	利	益	損		423
							6,099
税	金	等	調	前	当		
法	人	税、	住	民	税		2,824
法	人	税、	民	税	等		565
法	人	税	税	等	等		
当	期	純	利	益	純		2,709
非	支	株	主	に	帰		756
親	会	社	株	主	に		1,953

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産			流 動 負 債		
現 金 及 び 預 金		8,328	短 期 社 債		11,500
立 替 金		21	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債		26,778
短 期 貸 付 金		72,003	短 期 借 入 金		7,500
前 払 金		45	未 払 法 人 税 等		675
前 払 費 用		325	未 払 費 用		341
未 収 入 金		1,273	未 預 前 受 取 金		642
未 収 収 益		80	前 受 取 当 金		228
デ リ バ テ ィ ブ 債 権		2,405	前 賞 与 引 当 金		2
流 動 資 産 合 計		84,485	デ リ バ テ ィ ブ 債 務		369
固 定 資 産			そ の 他 の 債 務		147
有 形 固 定 資 産		2,771	流 動 負 債 合 計		2,382
建 物		1,836	固 定 負 債		4
構 築 物		21	社 債		21,979
工 具、器 具 及 び 備 品		913	長 期 借 入 金		53,000
土 地		0	退 職 給 付 引 当 金		146
無 形 固 定 資 産		316	資 産 除 去 債 務		327
ソ フ ト ウ ェ ア		47	そ の 他 の 債 務		756
そ の 他		269	固 定 負 債 合 計		76,209
投 資 そ の 他 の 資 産		147,078	負 債 合 計		126,781
投 資 有 価 証 券		9,585	(純 資 産 の 部)		
関 係 会 社 株 式		99,079	株 主 資 本		
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券		420	資 本 剰 余 金		36,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金		30,577	資 本 準 備 金		9,000
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金		2	そ の 他 の 資 本 剰 余 金		15,326
長 期 差 入 保 証 金		2,151	利 益 剰 余 金		24,326
長 期 前 払 費 用		25	そ の 他 の 利 益 剰 余 金		51,249
前 払 年 金 費 用		4,913	別 途 積 立 金		26,789
繰 延 税 金 資 産		86	繰 越 利 益 剰 余 金		24,460
そ の 他		396	利 益 剰 余 金 合 計		51,249
貸 倒 引 当 金		△160	自 己 株 式		△5,036
固 定 資 産 合 計		150,166	株 主 資 本 合 計		106,540
資 産 合 計		234,652	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額		782
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		782
			新 株 予 約 権		547
			純 資 産 合 計		107,870
			負 債 純 資 産 合 計		234,652

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目									金 額		
営	関	係	会	社	受	取	配	当	益		
関	係	会	社	受	取	配	当	金		2,425	
経	係	会	社	貸	付	金	利	息		1,338	
金		営		指		導		料		6,851	
営			融		収			益		1,523	
								計			12,138
営	販	売	費	及	一	費	管	理	用		
取	取	引	引	び	関	般	係	費		7,530	
人	人				件			費		607	
不	不				関			費		3,873	
事	事				務			費		910	
減	減				償			費		1,077	
租	租				の			課		382	
貸	貸				金			税		334	
そ	そ				の			入		0	
金	金				の			他		343	
営	営				費			用		2,128	
								計			9,658
								益			2,479
営	受	資	取	業	外	配	合	取	益		
投	投		事	業	配	組	合	当		1,107	
資	資		産		使	の		運		1	
そ	そ				の	収		用		254	
営	営				外	外		合		20	
					組	組		計			1,384
					の	の		用			
社	社				費	費		費		43	
投	投				合	合		損		36	
そ	そ				用	用		他		46	
営	営				利	利		計			127
								益			3,737
経	特	資	有	別	証	利	利	益			
特	特				利	益	損	計		2,136	
投	投				証	損	評	失			
和	和				解	評	価	損		168	
特	特				損	合		金		188	
					失	計		計			356
								益			5,516
税	引	前	当	期	純	利	業	税			
法	人	税、	住	民	税	及	事	額		1,105	
法	人	人	税	税	等	等	業	計		596	
法	人	人	税	税	等	等	整	計			1,701
当	期				純	利	合	益			3,814

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 好 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 好 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、企業集団として内部統制システムの整備の充実、運用の効率化は必要であると認識しており、その状況の監視と検証を継続して行ってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	大野哲嗣	㊟
監査等委員	井上恵介	㊟
監査等委員	山崎穰一	㊟
監査等委員	池田綾子	㊟

(注) 監査等委員井上恵介、山崎穰一及び池田綾子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(<https://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

1. 当社コーポレート・ガバナンスの主な特徴

(1) 機関設計

当社は、取締役会による経営に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することで迅速な意思決定を可能とし、取締役会でより戦略的で深度ある議論を行うため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

また、当社の取締役候補者の指名、取締役の解任及び報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。

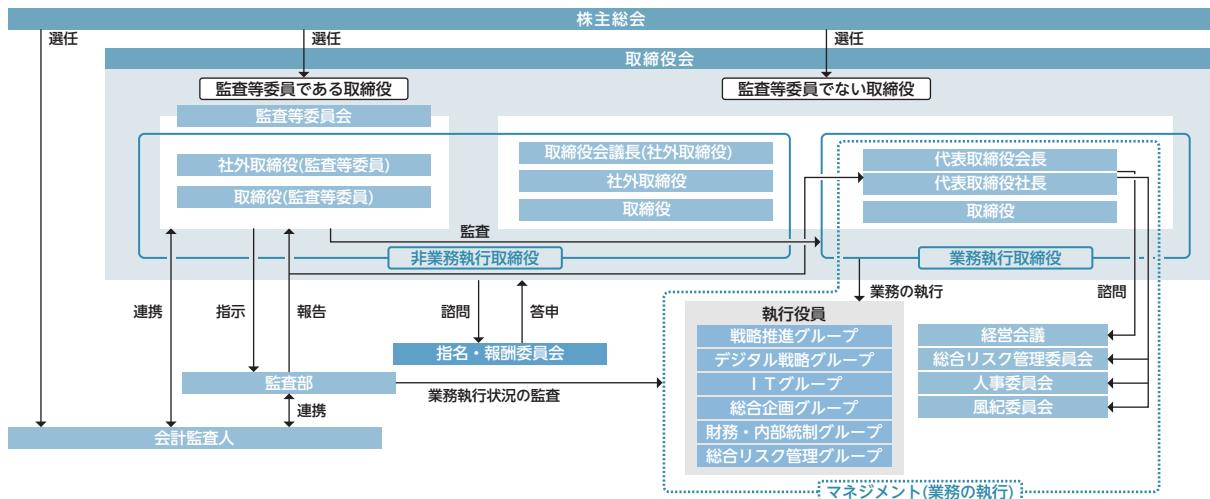
(2) 取締役会及び監査等委員会の機能の強化

当社は、取締役のうち過半数を社外取締役とすることとしており、また、取締役会の議長は、原則として社外取締役が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性の確保を図っております。現在は、5名の社外取締役（うち3名が監査等委員である社外取締役）を選任しており、この結果、当社の取締役会及び監査等委員会は、ともに過半数が社外取締役となり、牽制機能の強化が表現されております。

(3) 経営の「業務執行機能」と「監督機能」の明確化

当社の取締役は、主として業務執行を担う業務執行取締役と、主として業務執行の監督を担う非業務執行取締役により構成され、それぞれの役割を明確にしております。

コーポレート・ガバナンス体制図



2. 取締役会の実効性評価・分析

当社取締役会は、当社が定める「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条第12項に基づき、取締役会の実効性の向上を目的とした取締役会全体の分析・評価を毎年行うこととしております。

最新の取締役会実効性分析・評価の結果の概要は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(<https://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

■ TTデジタル・プラットフォーム ～地域経済の活性化、地域のDX化推進～

当社の子会社であるTTデジタル・プラットフォームでは、「地域経済の活性化、地域のDX化推進」に関わる各種施策に取り組んでいます。

2023年2月には、環境省の『食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業』に参画し地域経済活性を支援する「地域応援アプリ」（情報発信ポータル、デジタルポイント、デジタル決済）の開発と導入支援を行いました。

地域金融機関、事業会社、地方公共団体等に様々なデジタルソリューションを展開することで、皆さまの暮らしが便利に、快適になるよう取り組んでまいります。

「地域応援アプリ」の3つの特徴



■ 社員一人ひとりが健康で活き活き働ける環境作り ～4年連続認定獲得～

当社グループはSDGs達成の為、優先すべき重要課題の一つとして「健康」を掲げ、各種施策に取り組んでいます。例えば、社員への保健指導・健康相談の推進や、歩数計アプリを活用したウォーキングイベントによる健康意識の醸成など、社員一人ひとりが健康で活き活きと働く職場環境整備、健康維持・増進に向け様々な取り組みをしています。

このような取り組みが評価され、優良な健康経営が実践されている法人を顕彰する「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）」のほか、「スポーツエールカンパニー2023」、「令和4年度東京都スポーツ推進企業」に、いずれも4年連続で認定されました。

当社は身体的・精神的・社会的に良好な状態であることこそが健康であるとする「ウェルビーイング」を標榜し、今後も活力ある企業グループを目指します。



2023
健康経営優良法人
Health and productivity



SPORTS
YELL
COMPANY
2023



東京都スポーツ推進企業
2022 認定

■ 藤田学園と医療分野のベンチャーファンドを設立

当社グループは、藤田医科大学（愛知県）などを運営する学校法人藤田学園と、医療・バイオ・ヘルスケア分野のスタートアップ企業への投資・支援を目的とするファンド「フジタTTインパクト1号投資事業有限責任組合」を共同設立しました。

本ファンドは、当社子会社で投資事業を行う東海東京インベストメントと藤田学園の子会社であるフジタ・イノベーション・キャピタルが運営し、地域金融機関や医療系企業の出資を募り、20～40億円規模で運用を行います。

藤田医科大学が有する知財の社会実証化を目的とした、日本初の医療研究実証型・産官学金連携ファンドとして、メディアからの注目も集めました。

このファンドの運用を通じ、中部地区の医療産業の育成と、地域活性化につなげていきたいと考えております。



本業に基づいた社会貢献

■ 環境省「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」の登録発行支援者

東海東京証券は、環境省のグリーンボンド発行促進体制整備支援事業として創設された「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」に、発行支援者として登録されています。グリーンボンドを発行する企業や自治体は、当該登録発行支援者から発行支援を受けることで、通常の債券発行手続きに加えて要する外部コストの負担を軽減することができます。



■ 社会貢献型商品の取扱い

貧困や医療資源の不足、地球温暖化などの世界的な社会問題の解決の一助として、ウォーターボンドやグリーンボンドなどの社会貢献型債券を取扱いしています。

■ 大学生向けの金融教育活動

東海東京フィナンシャル・グループは、社員のみならず、名古屋・東京の大学へ寄附（提携）講座を開くなど、地域も含めた教育支援をおこなっています。金融リテラシーの修得や資本市場に求められる証券会社の役割、業務を理解してもらうことを目的とし、実際の証券ビジネスを題材にした身近な話題を中心に、半期の講義に当社グループの役社員が講師として登壇しています。

地域社会への取組み

■ 東海東京財団による地域貢献

東海東京フィナンシャル・グループの誕生15周年を記念して、2016年に一般財団法人東海東京財団を設立しました。本財団は、地域の将来を担う人材やグローバルに活躍できる人材の育成、地域社会における国際経済や社会の理解を促す機会の創出、文化・芸術振興等を通じて、地域社会の将来の発展に寄与することを目的としています。

気候変動への対応

■ TCFD提言に沿った情報開示

当社グループは2021年10月に、気候変動に関する国際的な情報開示の枠組みである「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言へ賛同しました。



■ 温室効果ガス排出量のネットゼロ宣言

2022年4月より開始した中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」においては、自社事業に伴うCO₂排出量を2027年3月までに半減（2021年度実績比）することに加え、2030年までに実質ゼロとする目標を設定し、2022年12月にはこれらを含む「温室効果ガス排出量のネットゼロ宣言」を策定しました。

■ 再生可能エネルギーへの転換

当社グループの主要本部拠点として、当社および「オルクドール・サロンTOKYO（東京）」が入居する「日本橋高島屋三井ビルディング（2021年7月）」、「オルクドール・サロン（名古屋）」が入居する「名古屋ビルディング（2021年8月）」、当社の子会社である東海東京証券株式会社本社が入居する「ミッドランドスクエア（2022年4月）」の計3拠点において、再生可能エネルギーへの転換を行ないました。これにより、当社グループの電力使用量のおよそ4分の1が再生可能エネルギーで賄われることとなります（2020年度の算出対象範囲におけるSCOPE 1・2排出量実績を基に試算）。

外部評価

■ ESG指数への選定

各種取り組みの積極的な推進および情報開示の結果、東海東京フィナンシャル・ホールディングスは、2022年に世界最大の年金基金である「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」が採用するESG指数「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」構成銘柄に選定されました。



**FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index**



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

